

介護保険法施行法の一部を改正する法律

(平成一七年三月三十一日法律第二〇号)

一、提案理由(平成一七年三月九日・衆議院厚生労働委員会)

○尾辻国務大臣 ただいま議題となりました二法案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

……………(略)……………

次に、介護保険法施行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

介護保険法の施行の日前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所した低所得者について経過的に講じられている利用者負担の軽減措置は、平成十七年三月三十一日限りで失効することとなっております。

しかしながら、本軽減措置の対象者が依然として多数に上ることから、本軽減措置の終了によってこれらの者の施設利用の継続が困難となることのないよう、本軽減措置を延長することとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

介護保険法の施行の日前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所した低所得者について経過的に講じられている利用者負担に関する軽減措置について、有効期限を五年間延長することとしております。

なお、この法律の施行期日は、平成十七年四月一日としております。

以上、二法案の提案理由及びその内容の概要について御説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成一七年三月二二日)

○鴨下一郎君 ただいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、介護保険法施行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、介護保険法の施行前から特別養護老人ホームに入所している低所得者に対して講じられている負担軽減措置について、その期間をさらに五年間延長しようとするものであります。

本案は、去る三月四日本委員会に付託され、九日に尾辻厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、十一日から質疑に入り、十八日に質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院厚生労働委員長報告(平成一七年三月三十一日)

○岸宏一君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

次に、介護保険法施行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、介護保険法の施行の日前に市町村の措置により、特別養護老人ホームに入所した低所得者に対して、経過的に講じられている利用者負担の軽減措置について、その対象者が依然として多い現状に配慮して、その期間を五年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、審査を行い、三位一体改革における本改正案の位置付け、医療制度改革前に国民健康保険法を改正する妥当性、都道府県財政調整交付金を導入する意義とその配分基準、補助金の廃止及び交付金化が与える影響、特別養護老人ホームにおける利用者負担の在り方等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によって御承知願います。

……………（略）……………

次に、介護保険法施行法の一部を改正する法律案について採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。